

## 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 9 級に該当するとして、障害等級第 13 級に該当するとした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、〇会社〇工場にて研磨工として従事していた平成〇年〇月〇日、研磨完了品をクレーンで吊り上げたところ、製品が落下し左足の指を骨折した。

請求人は、同日、〇病院を受診したところ、「左第 1・第 4・第 5 趾基節骨骨折、第 2、第 3 趾脱臼骨折」(以下「本件傷病」という。)と診断され、治療を継続した後、平成〇年〇月〇日をもって症状固定となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級第 13 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

平成〇年〇月〇日に発生した業務中の災害により、左足第 1、2、4、5 指の関節可動域に著しい障害が残ることは明らかである。

したがって、左足第 3 指の欠損のみを認定して上記の内容を加味していない監督署長の決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

左趾の欠損障害については、画像診断記録及び障害補償給付支給請求書裏面の診断書より、左足第 3 趾の MTP 以遠の亡失が認められることから、「1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの」(第 13 級の 9) に該当する。

神経症状については、請求人主訴により、左第 1、2 趾に痛み、しびれを認めるが常時の疼痛がないこと、痺れの範囲も狭いこと、神経症状について医証がないことより神経症状については本件傷病に派生するものと判断した。

左趾の可動域制限については、障害補償給付支給請求書裏面の診断書に記載なく請求人の主訴がない。

以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第 13 級に該当するものと判断した。

### 4 審査官の判断

請求人は、障害の状態について、要旨、バランスを崩し、よろけることが多くなった、冷えるとしびれを感じる、立ち仕事のため、長時間立っていると親指や薬指が痛む時がある、と申し立てている。

〇病院医師は、障害補償給付支給請求書裏面診断書において、左母趾及び第 4 趾に骨接合と第 3 趾の切断術を行った旨の記載をしている。

監督署職員の障害等級認定調査復命書には、可動域制限は認められないとの記載があるが、裏面診断書には関節運動範囲の記載はなく、監督署職員が測定した記録もない。

請求人より、左第 1、2、4、5 趾の関節可動域制限が加味されていないとの訴えがあることから、〇病院医師に症状所見書を取り、左足指の第 1、2、4、5 趾の関節可動域制限について確認した。その結果をもとに地方労災医員に医学的意見を確認したところ、地方労災医員は、「近位指節間関節の可動域が健側の可動域角度の 1/2 以下に制限されたもの」に該当することから、左第 1、2、4、5 趾に機能障害が残存すると判断される。」と所見している。

地方労災医員の意見は、〇病院医師測定による左足の可動域角度に基づく見解であり、当審査官は妥当なものと判断する。

以上のことから、請求人に残存する障害は、足指の機能障害として「足指の用を廃したものと、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの、又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第 1 の足指にあって指節間関節)に著しい運動障害を残すもの」とされることから、左足第 3 趾の欠損の評価を含めて「1 足の足指の全部の用を廃したもの」(第 9 級の 11)

に相当するものと判断される。当該神経症状は、左足指関節の機能障害に通常派生する関係にあるものと判断されることから本件傷病の残存障害については、障害等級第9級に相当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第13級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。